

地域主権改革の着実な推進について

今後の地域主権改革の羅針盤となるべき地域主権戦略大綱(以下「大綱」という。)が本年6月に閣議決定され、地域主権改革は、政治決断による実行の段階に入つて既に約半年が経過しようとしている。

しかしながら、改革の実現に不可欠な地域主権関連3法案については、地方が早期成立を再三求めてきたにもかかわらず現在も継続審議となつてゐる。また、大綱そのものも、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲については、地方分権改革推進委員会の勧告に沿つたさらなる積み増しが必要であること、国の出先機関の原則廃止については、具体的な内容や制度設計・工程に踏み込んでいないことなど、地方の自由度を拡大し、自主性・自立性を高める改革の主旨からは、必ずしも十分なものとはなつていない上、大綱を受けた各府省の検討状況も、極めて消極的なものとなつてゐる。

政府においては、「地域主権」の理念を十分に踏まえ、「衆参ねじれ」の中で地域主権改革が停滞することのないよう、最大限の努力を尽くしながら、特に次の事項を着実に実現するよう強く要請する。

1 地域主権関連3法案の早期成立

今後の地域主権改革の実現に不可欠な地域主権関連3法案について、与野党双方において真摯に協議を進め、今臨時国会において一刻も早く成立させること。

2 国と地方の役割分担の明確化

地域のことは地域自らが責任を持って行うという基本理念があらゆる改革の出発点であることを銘記し、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、地域主権改革に取り組むこと。

なお、直轄事業負担金については、平成25年度までの早い時期での廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮すること。

3 義務付け・枠付けの見直し、権限移譲の推進

大綱に示された内容の確実な実施はもとより、地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、地方の自主性・裁量権の拡大に向け、見直し項

目及び移譲する項目をさらに積み増すこと。

4 国の出先機関の原則廃止

8月末に各府省が行った出先機関の事務・権限の自己仕分けは、地方移譲とされたものが1割程度にとどまる極めて不十分な内容であった。このため、本年末を目途に策定される「アクション・プラン(仮称)」においては、大綱で示された「原則廃止の姿勢の下、ゼロベースで見直す」との方針に沿って、移譲事務・権限の内容や具体的な工程、財源の移譲等について明らかにし、政治主導による大胆な改革を進めること。

また、国から地方への業務の移管に当たっては、人件費も含め、事業実施に必要な財源等を国において確実に措置すること。

5 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実・強化や、一括交付金制度等の地方行財政制度及び地方の行財政運営に影響を及ぼす施策の制度設計に当たっては、法案の成立を待つまでもなく、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

とりわけ、子ども手当の平成23年度以降の制度設計については、地方の意見を十分反映した内容とし、全国一律の現金給付については全額国庫負担とすること。

平成22年11月17日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	石 井 正 弘
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	二 井 閑 成